鹿児島県鉄道整備促進協議会

鹿児島県在来線鉄道利活用支援事業実施要領

（目的）

第１条　鹿児島県内の在来線鉄道を利活用して，食や温泉などの「鹿児島のウェルネス」（「健康・癒やし・長寿」に有益な地域資源）を体験する旅行商品の造成を支援することにより，「鹿児島のウェルネス」の魅力を広く発信するとともに，地域住民や観光客における在来線鉄道の利用促進を図る。

（対象者）

第２条　補助金の交付の対象は，旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第３条に基づく登録を受けている旅行業を営む者とする。

（要件）

第３条　補助の対象となる事業は，次の(1)，(2)のいずれにも該当し，鹿児島県鉄道整備促進協議会（以下「協議会」という。）会長が，県内の在来線の利活用促進に資すると認めた事業とする。

ただし，他の補助金又は助成金の交付を受けて実施する事業及び本事業において１度補助金の交付を受けた商品については，対象外とし，一事業者あたり２申請までとする。

(1)　別表１にある県内における在来線鉄道の運行区間の中で，少なくとも一部区間利用する旅

行商品であること。

(2) 別表２にある「鹿児島のウェルネス」を，少なくとも一つ体験する旅行商品であること。

（補助の内容）

第４条　補助の対象となる経費及び補助限度額は別表３のとおりとする。

２　交付決定を受けた後に補助対象経費の額が減額した場合は，当該補助金を減ずるものとする。

３　交付決定を受けた後に補助対象経費の額が増額した場合においても，補助金の額を増額することはできない。

（補助の申請）

第５条　申請者は，事務局が定める募集期間内に，次の書類を協議会会長に提出するものとする。

(1) 補助申請書（第１号様式）

(2) 関係書類（企画書，対象経費の根拠となる見積書等の写し）

（補助金交付決定）

第６条　協議会会長は，別に定める審査基準に基づき審査をし，採用の可否を決定し，その旨を補助決定通知書（第２号様式）又は不採択通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第７条　補助金の交付決定を受けた申請者は，旅行商品の全催行の終了日から３０日以内に，次の書類を協議会会長に提出し，その実績を報告しなければならない。

(1) 実績報告書（第４号様式）

(2) 補助金支払請求書（第５号様式）

(3) 関係書類（様式第４号に記載）

（補助金の支払）

第８条　協議会会長は，前条の報告があったときは，その内容を審査のうえ，適当と認めたときは，支払いを行うものとする。

（変更申請）

第９条　補助金の交付決定を受けた申請者は，次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は，速やかに変更（中止）申請書（第６号様式）を提出し，協議会会長の承認を受けなければならない。

ただし，軽微な変更についてはこの限りではない。

　　ア　補助事業の内容を変更しようとする場合

　　イ　補助事業を中止する場合

（変更承認）

第10条　前条の規定による申請があった場合，当該申請に係る書類等の審査を行い，変更の内容が適当と認められたときは，変更（中止）承認通知書（第７号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条　協議会会長は，次に該当する場合，交付決定を取り消すことがある。

ア　第９条の変更申請を故意に怠った場合

イ　虚偽の申請及び実績報告を行った場合

なお，天変地異その他，申請者の責に帰することのできない理由がある場合は，この限りではない。

（交付金の返還）

第12条　前条の規定により交付決定が取りやめとなった場合において，既に補助金を交付されて

いるときであっても，補助金額の全部又は一部の返還を求めることがある。

なお，天変地異その他，申請者の責に帰することのできない理由がある場合は，申請者と協

議会が協議して定めるものとする。

（その他）

第13条　この要領に定めるもののほか，必要な事項は協議会会長が別に定める。

附則

（施行期日）

この要領は，平成３１年４月８日から施行する。

この要領は，令和２年３月３１日から施行する。

別表１（県内における在来線鉄道の運行区間について）

　次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 路線名 | 本県内の運行区間 |
| ＪＲ鹿児島本線 | 鹿児島中央～川内 |
| ＪＲ指宿枕崎線 | 鹿児島中央～枕崎 |
| ＪＲ日豊本線 | 鹿児島中央～財部 |
| ＪＲ肥薩線 | 隼人～吉松 |
| ＪＲ吉都線 | 吉松～鶴丸 |
| ＪＲ日南線 | 志布志～大隅夏井 |
| 肥薩おれんじ鉄道 | 川内～米ノ津 |

別表２（「鹿児島のウェルネス」（「健康・癒やし・長寿」に有益な地域資源）について）

　次の表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 気候・自然・景観 | 温泉・食 | 健康づくり等 | その他 |
| 自然公園  花火大会  洞窟・鍾乳洞  星空  動植物公園・水族館  ホタル  展望所・橋・海岸線・滝・渓谷  神社・仏閣  花木の名所  巨木・古木  イルミネーション | 温泉  特産品  (農産物・農産加工品)  特産品  (畜産物・畜産加工品)  特産品  (水産物・水産加工品)  特産品(菓子類)  ミネラルウォーター  朝市  観光農園・牧場・漁業  郷土料理・郷土菓子  農林漁業体験民宿 | レジャーランド・  レクリエーション公園  青年の家・少年自然の家  ゴルフ場  プール施設  スポーツイベント  スポーツ体験(マリン・  スカイスポーツ，乗馬，グラススキーなど)  自然体験(遊歩道，カヌーめぐりなど)  サイクリングコース | 文学碑  民俗芸能  記念像・モニュメント  展示施設  伝統的工芸品  テーマパーク  産業観光施設(製造工程見学)  行事・イベント(スポーツイベント除く)  文化財・遺跡  コンベンション施設  協議会会長が認めるもの |

別表３（補助対象経費について）

次の表のとおりとし，予算の範囲内で交付する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象経費 | 補助額 | 補助要件 |
| 次にかかる経費を対象とする。  １　チラシ，パンフレット作成  ２　新聞広告掲載  ３　Ｗｅｂ広告掲載  ４　ＣＭ（テレビ・ラジオ）制作  ※その他事業内容を精査の上協議会会長が必要と認める経費。  ※当該経費は，企画デザイン及び印刷，掲出等に係る経費とし，送料・梱包料等は含めない。  ※当該経費に対象商品以外に係るものが含まれている場合，全体額をページ数，掲載面積等により按分した額を対象とする。  ※当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額は含めない。 | 送客実績に応じて算定する。  ①送客人員が１～20人の場合  対象経費の２分の１の額  ②送客人員が21人以上の場合  対象経費の２分の１の額  ＋送客人員×1,000円  ※１申請当たりの上限額は  50万円とする。 | ※作成するチラシ等については以下を明記・挿入すること。  ①商品名（タイトル）  ②催行期間  ③旅行代金  ④旅行代金に含まれるもの  （ＪＲ券代，お弁当代等）  ⑤募集人数  ⑥旅程  ⑦「協力：鹿児島県鉄道整備  促進協議会」の文言  ⑧写真（「鹿児島のウェルネス」と鉄道に関連する写真をそれぞれ１枚以上） |